

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和4年12月21日（水）11:03～11:34
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策  
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学客員教授  
医療法人社団混志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授
- 委員 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事
- 委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- 委員 本間 正義 アジア成長研究所特別教授

#### <省庁>

- 大坪 寛子 厚生労働省医政局審議官
- 山本 英紀 厚生労働省医政局医事課長

#### <事務局>

- 山根 英一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 小山内 司 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁について
- 3 閉会

---

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。  
本日の議題は「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁について」ということで、厚生労働省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、厚生労働省から御提出いただいております。非公開にしたいというお申し出

をいただいております。

これにつきまして、厚生労働省から、その理由について御説明をお願いいたします。

○大坪審議官 厚生労働省医政局の大坪と申します。本日はお世話になります。

非公開の理由でございます。現在調整中の内容でございますことから、本日におきましては非公開ということで、先生方にお諮りをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○正田参事官 中川座長、よろしゅうございますでしょうか。

○中川座長 調整中だということで承りました。結構だと思います。

○正田参事官 ありがとうございます。

それでは、資料につきましては非公開扱いとさせていただきたいと思えます。なお、議事については公開予定でございます。

本日の進め方ですが、まず、厚生労働省から一つ目の内容について5分程度で御説明をいただき、委員の皆様方によります質疑応答・意見交換に移りたいと思えます。

その後、二つ目の内容につきまして御説明いただき、改めて委員の皆様方によります質疑応答・意見交換に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、「二国間協定に係る通知の発出等」と「二国間協定の新たな国との交渉状況」、この2点につきまして、厚生労働省から御説明を受けたいと思えます。

まず1点目の「二国間協定に係る通知の発出等」について、御説明をお願いいたします。

○大坪審議官 医政局の大坪でございます。厚生労働省から資料1、2、3と三つ御用意をさせていただいております。

まず冒頭、「二国間協定に係る通知の発出等」についてお諮りをさせていただくわけですが、特例創設当時の説明の中で、当省の担当者から説明の内容に不足の部分等がありましたこと、まずは大変申し訳なく思っております。改めてお詫びを申し上げさせていただきたいと思っております。恐縮に存じます。この際、従前から御相談をさせていただいておりました通知も含めて、改めてこの制度や手続について、正確にかつ分かりやすく、国民の皆様が発信していくこととしたいと思っております。

それでは、早速資料のほうを説明させていただきたいと思えます。

資料1でございます。前回のワーキンググループヒアリングで、二国間協定に基づく外国医師の診療対象を拡大した経緯について納得がいく形で通知に書きおろすべきであるという宿題をいただいております。

資料1の3ページ目を見ていただければと思うのですが、前回のワーキンググループヒアリングでお示しさせていただいた通知案につきまして、いただいた宿題を反映させ、見え消しの形でお持ちしておりますので、御確認いただければと思えます。

まず、1段落目の末尾のところであります。診療対象の特例措置において前提となって

いる部分であります。ここは誤解がないように二国間協定の下での診療対象の決定の在り方に関しまして、正確さの観点から、実際の考え方や手順に沿って記載するように修正をしております。そもそもどういう制度になっているかということに記載させていただいております。

2段落目の「また」以降であります。これまでの経緯といたしまして、診療対象が制限されていることを前提に特定事業として診療対象の特例措置が創設されたこと、また、その特定事業を活用することで、診療対象を外国人一般としてきたこと、こうした事実について記載をさせていただいております。前回宿題をいただいた経緯については、このように加筆をさせていただいてはいかがかとお諮りしたいと思っております。

続きまして、資料2の事務連絡でございます。都道府県に対しまして、二国間協定に基づく外国医師の制度の趣旨・概要を改めてお知らせする事務連絡を発出させていただきたいと考えております。既に締結されております5か国の二国間協定については、診療対象は原則外国人一般であることをこの文書の中で記載させていただいております。

また、外国医師が勤務する医療機関の中には、診療対象について誤解が残っているかもしれませんので、こうした医療機関にも必ず伝わるよう、都道府県等をお願いすることとしたいと思っております。

最後にホームページでございます。資料3を御覧いただければと思います。ホームページへの情報の掲載であります。現状、厚生労働省のホームページ上に、二国間協定に基づく外国医師の制度を紹介するサイトがございませんでした。様々な方がこの制度について情報を得ることができるよう、事務連絡に記載してある制度の趣旨・概要をホームページ上でも公開させていただきたいと考えております。ホームページ上には最新の情報を掲載することによりまして、新たに協定締結国となられる場合の情報も速やかにお伝えできるようになるかと思っております。

今後の予定でございますが、本日のワーキンググループヒアリングで御了承をいただけることとなりましたら、通知については速やかに決裁手続を済ませて、発出をさせていただければと思っております。

事務連絡とホームページにつきましては、やや協定の内容に関わりますことから、関係者の了解を一旦得る手続を踏ませていただいた上で、速やかに対応をさせていただければと思っております。

議題の一つ目につきましては、以上でございます。

○中川座長 御説明ありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたら、お知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 丁寧な御説明をありがとうございました。

本件、私は当初からの議論に関わってきておりました。この経緯の中で、色々な議論が

されてきたと思いますが、今回、間違いは間違いだったということをお認めいただいて、それに対して各自治体の方々、現場の方々にそれを表明していただけることについては、感謝しております。

ただ、行政当局であったとしても、ことほどさように解釈が難しい、正しい認識ができないという状況は、現場はもっと大変、もっと分かりにくいことだとも言えます。制度に難解な部分があって、現場の方達の運用、当局の出先の厚生局の方々の運用も含めて、周知徹底することの難しさを感じるところでございます。

今後、この周知徹底と正しい認識をしてもらうということの在り方等を別途御協議いただきたいと思っております。通知・通達を発出する、ホームページに書く、これは第1ステップとしては非常に重要だと思っておりますが、より周知徹底して正しい認識をしてもらい、現場からの質問に対して正しい回答、正しい協議ができるような仕組みを作っていただきたいと思っております。改めて引き続きよろしく申し上げます。

私からは意見として申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

○中川座長 それでは、落合委員と安念委員から手が挙がっていますので、まずは落合委員、お願いします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

私のほうは当初から議論に関わっていたわけではございませんが、間違っ御説明されていた部分について、こういう形で整理して案を見直していただくということは、勇気も要ることだったのではないかとも思います。こういった場合に見直していただいたこと自体は評価する形で進めるべきだと思っておりますし、今後も様々な形で建設的な議論をしていければと思っております。

そういった中で、外国人医師の関係につきましては、スーパーシティ等でも課題として上がっているところもありますので、今回見直していただいた内容なども踏まえながら、さらにどういうことができるのか、改めて議論を進めさせていただくのがいいのではないかとと思っております。

特にいただいた御説明の中で、資料2の末尾に、従前の平成16年、17年頃の通知の言及もあって、自治体の手挙げ方式のようなことが記載されている部分もあります。これらがまだ生きていること、というかこれまであまり活用されていなかった方法だと思っておりますが、今後活用の余地があり得る方法なのかだけお伺いできればと思いたしました。

私からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

厚生労働省、お答えいただければと思っております。

○大坪審議官 まず最初に、阿曾沼委員からコメントをいただきまして、ありがとうございます。本当に分かりにくい制度の周知の仕方、これに限らず行政の周知の仕方、たびたび御指摘をいただいているところでありまして、今後、このホームページに加えて何ができるか、例えばもう少し分かりやすいQ&Aみたいなものをお出しするなど、考えていきたい

と思います。

また、落合委員からもコメントをありがとうございます。資料2の後ろのほうに書いております過去のホームページ等々での御案内、これは現在も生きておりますので、都道府県の手挙げということで活用していただけるように、こちら周知をしまいたいと思います。当時の担当者の説明に非常に不足がございまして、原則論のみの御説明であって、実際の運用についてきちんと御説明をできていないことを改めましてお詫びを申し上げます。

○中川座長 落合委員、よろしいでしょうか。

○落合委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○中川座長 それでは、安念委員、お願いします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。御説明について、ごくごくテクニカルな点について伺いたいと存じます。

色々問題はあるのかもしれないけれども、私の感想では、一昔前の厚生労働省に比べれば、こういう言い方は不謹慎だけれども、随分物分かりがよくなされたものだなと思いました。大坪審議官もまたお話が上手だから、その印象が強くなるのだろうけれども、感心して聞いていました。

これから何うことは、多分既に御説明いただいていることだろうと思うのですが、私も記憶力が悪くなってしまっているし、とんちんかんなことを何うことになってしまうだろうと思うので、その点をちょっと御容赦いただいて、当該地区における外国船舶の船員という言葉について伺います。これは船舶なのだから、当該地区の飛行場に着陸するところの航空機の乗員は含まれないと理解されると思うのですが、それでよろしいかというのが第1点です。

次に、外国船舶というのは何を意味するのかということです。つまりこれは旗国とか、あるいは船籍国のことを言うのであろうか。そうすると、日本を含めて、大体先進国はそうですけれども、大きな船で自国の船籍になっている船はほとんどなく、例えばリベリアとかパナマとかの船籍になっています。そうすると、おのずから外国船舶になるわけだけれども、実質的には日本の船会社が持っていたとしても、ここでいう外国船舶の船員であれば見てあげるよと理解してよろしいのか。

この2点について、御教示いただければと存じます。

○中川座長 厚生労働省、お願いいたします。

○大坪審議官 ありがとうございます。

御指摘いただきました点で、これはイギリスとの二国間協定の内容について、昭和39年の二国間協定についてお触れいただいたのだと思います。イギリスにおきましては御指摘のように、日本の港に寄港する外国船舶の船員と定められているわけでありましたが、二国間協定は御案内のとおり、当事者の国同士で合意調整をしておりますので、そこについてどこまで含まれているかということをお直ちに私のほうから申し上げられませんかをお

詫び申し上げますとともに、大使館や外務省にも確認をさせていただければと思います。そんな狭い意味ではないと思うのですが、確認させていただければと思います。

○安念委員 ありがとうございます。

○中川座長 今の点は事務的に御連絡いただいて、安念委員、あるいはワーキングの先生にお伝えするというような形でよろしいでしょうか。

○安念委員 私はそれで全然問題ありません。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございました。

資料1で御提出いただいている修正案を拝見いたしまして、理解が間違っていないかどうかの確認でございます。修正いただいた赤字の部分、上から7行目辺りですが、二国間協定に基づき、外国医師に対して特例的に国家試験で医師免許を与えて、医業を行っていただく場合、「その診療対象については、原則、対象外国医師と同一国籍の国民に限定される」ところ、相手国と我が国との合意に基づき診療対象が決定されております」という表現がございます。

二国間協定の内容を拝見しますと、診療対象が制限されている国は英国とシンガポールで、それ以外の国においてはむしろ外国人一般を対象に医業を行うことができると拝見いたしまして、「原則、対象外国医師と同一国籍の国民に限定される」という表現が、どのあたりから来るものなのか、また、このように修正されると、3か国においては外国人一般を対象に診療できるのに、むしろ限定されてしまうように読めないかという点が気になります。このような修正案のお考えの背景をお聞かせいただければと思います。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○大坪審議官 ありがとうございます。

これは原則論といたしまして、二国間協定というのは相互主義原則ということで、基本的には相手国において日本人の医師が診療を行うことを条件に、相手国の国籍の医師を受け入れるという原則論がまずございます。その上で、あとはもうオートマティックにそうなのですが、二国間の交渉によって広げられているケースがある。それを口上書の中で規定されていくというプロセスを経ております。その中で、結果として、外国人全てとしているところがあるということで、フランス、ドイツもそうですが、そのようにされているということで、原則論と、あとは二国間の交渉の中での合意形成を経て広がるという2段階のプロセスがあるということでございます。

○堀委員 趣旨は承知いたしました。そうであるとすると、その2行下の「また、国家戦略特別区域において」というくだりの中で「診療対象が制限されていることを前提として」というくだりは、趣旨としては「診療対象が制限されている国もある」ということを前提としていると、また、一定の条件、例えば人数に制限があるとか、診療可能な医療機関が制限されているという点も含めて、特区を活用することによって広げることができるという趣旨であると理解いたしました。ありがとうございます。

○中川座長 厚生労働省、今の堀委員の理解でよろしいでしょうか。

○大坪審議官 堀委員のおっしゃっているとおりでございます。

その上で、資料1にお付けしております見え消しにしているところ、先生がまさに御指摘になった2段落目の「また」以降であります。「二国間協定では診療対象が制限されていることを前提」というところを「制限されている国があることを前提」と修文したほうがよろしければ、そのようにさせていただければと思います。

○堀委員 分かりやすさの観点から、さらに見直していただけるということであれば、御検討いただければと思いました。せっかく修文をいただくということなので、分かりやすい表現をお使いいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○中川座長 おそらく他省庁との協議とかもあると思いますが、一応堀委員の意見も踏まえて、そういった修正も少し頭に置きながら交渉を進めていただければと存じます。

それでは、本間委員、お願いします。

○本間委員 御説明ありがとうございました。

一つの進歩だと受け止めております。是非進めていただければと思います。その点で、周知徹底ということで各都道府県衛生主管部への通知は承知しましたけれども、ホームページにおいて、先ほどQ&Aという話もありましたが、こうしたことに関心を持つ、あるいは質問がある方に関して、ホームページから直接どこに連絡したらいいのか、あるいはどこに問い合わせたらいいのかといった情報もあるといいのかと思っていますので、それも是非付け加えていただければと思います。

2点目ですが、5か国に協定の締結を拡大するということですが、それをまず先に進めていただきたく思いますけれども、その先、今後の検討として、この協定の拡大をほかの国に広げていくというお考えがあるのか、あるいは既に検討も併せてなされているのかどうか。

その2点についてお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○中川座長 本間委員、2点御質問をいただいたのですが、二国間協定の展開につきましては後ほどまた御説明をいただくことになっておりますので、その段階でまた御説明いただいて、また御疑問がありましたら御質問をいただければと思います。

○本間委員 先走ってすみませんでした。

○中川座長 1点目を厚生労働省、お願いします。

○大坪審議官 本間委員、ありがとうございます。

資料3でホームページのイメージをお付けしております。概要説明に終始しているわけですが、3ページ目に空いている部分がありますので、連絡先とか紹介先というものをお書きするかどうかというのは、各方面と調整をさせていただければと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件でワーキンググループにおきまして、これまで御指摘させていただい

たとおり、特例創設当時の厚生労働省の説明には説明不足の部分、あるいは正確さを欠くと思われても仕方のない部分があったのは否めないと思います。今後は、同様の事態を招かないよう、厚生労働省におきましては、正確な実態が伝わる御説明をすることを始め、適切な御対応をいただくように改めてお願いを申し上げます。

それでは、厚生労働省から御説明のあった特区特例の通知、二国間協定の事務連絡、二国間協定のホームページ掲載、委員からいくつか御指摘がありました。これも含めてということになりますが、この3点につきまして御了承いただくということによろしいでしょうか。

(委員首肯)

○中川座長 ありがとうございます。それでは、特区ワーキンググループとして了承いたしますので、厚生労働省におかれましては関係部局との調整を急いで、速やかに文書の発出、ホームページでの公表を行っていただくようお願いいたします。

次に、2点目でございますけれども、「二国間協定の新たな国との交渉状況」につきまして御説明をお願いします。

○大坪審議官 続きまして、議題の二つ目ということで、新たな国についての対応を御報告させていただきます。二国間協定の新たな国の交渉状況であります。特例を創設した以降に新規で二国間協定を締結した国が一つ、それから、現在交渉中の国が一つございます。

まず、ドイツのほうから申し上げます。平成28年に締結をいたしました。内容といたしましては、診療対象者は外国人一般であります。また、人数枠が1名で診療の場所は東京メディカルアンドサージカルクリニックとしております。また、日本の医療保険制度はできないという従前どおりの仕組みとなっております。

交渉中の国がもう一つございます。これがタイでございまして、現在調整中であります。

先ほど堀委員からも新しい国の状況ということがございました。基本的には自治体や他国の手挙げでありますので、国のほうから制度を御用意してお待ちしているという形になっております。引き続き周知をもっと行っていくことで、皆さんに活用していただければと厚生労働省としては考えております。

以上でございます。

○中川座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明につきまして、委員の皆様から御質問をいただきたいと思いますが、本間委員に先ほど御質問いただいておりますので、本間委員、追加で御質問等はございますでしょうか。

○本間委員 特にありません。

今の御説明の中で、やはり周知徹底が重要だと感じました。こうしたことにベネフィットを感じている方が増えていければと思いますので、重ねて周知徹底、それから、ホームページ等での御案内をよろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは、ほかの委員の方から御指摘・御質問はございますでしょうか。よ



ろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、あるいはコメントがないようですので、これで特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。

厚生労働省におかれましては、新たな国と協定を締結できた際には、本日御説明いただいた厚生労働省ホームページへの速やかな情報掲載と内閣府への情報共有をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の特区ワーキンググループヒアリングは終了させていただきたいと思います。皆さん、御出席いただきましてありがとうございました。